つばさサッカークラブ入会案内

当クラブは、中野区在住を主とした小学生対象のサッカークラブで、会員の保護者の運営によるものである。

◆募集

幼児（年中クラス・年長クラス）、小学生（１～６年生）　　　　　※各学年定員３５名

①	入会金		3,000　円	兄弟入会の場合は免除
②	月謝	幼児（年中・年長）	3,500　円	コーチ料　2,800　円　・　会費　700　円
		１～２年生	4,500　円	コーチ料　3,300　円　・　会費　1,200　円
		３～６年生	6,000　円	コーチ料　4,300　円　・　会費　1,700　円
③	スポーツ保険		800　円	別途振込手数料自己負担　※４月～翌３月分
④	中野区選手登録料		300　円	小学生以上は毎年必要

◆入会手続き

入会申込書・誓約書・健康調査書を各学年委員に提出する。記入書類の写真等データによる提出も可

入会金・月謝は振り込み。スポーツ保険はコンビニ支払い。入会日の翌月分から月謝支払い。

◆練習場所・時間

白桜小学校、桃園第二小学校、令和小学校、谷戸運動公園、妙正寺運動公園など

幼児（年中・年長）				
日曜日・祝日	8:50	～	10:00	桃園第二小学校
１・２年生				
金曜日	17:00	～	18:30	白桜小学校
日曜日・祝日	8:50	～	10:00	桃園第二小学校
３・４年生				
水曜日	17:00	～	18:30	白桜小学校
金曜日	17:00	～	18:30	白桜小学校
日曜日・祝日	7:30	～	9:00	桃園第二小学校
５・６年生				
水曜日	17:00	～	18:30	白桜小学校
金曜日	17:00	～	18:30	白桜小学校
日曜日・祝日	7:30	～	9:00	桃園第二小学校

練習場所・時間は変更になることがあります。最新の情報は、会員の皆さまに登録していただく連絡ツール「BAND」にてご確認ください。

つばさサッカークラブ

会　則

［ 1 ］ 本会は、近隣の青少年を対象としてサッカーの会を作り、つばさサッカークラブとする。

［ 2 ］ 1985年10月1日設立。

［ 3 ］ 本会の所在地は［ 8 ］代表の現住所とする。

［ 4 ］ 本会は、サッカーを通して健全にしてたくましい青少年の育成を目標とする。

［ 5 ］ 会員は入会を希望とし、その保護者の責任により申し込み手続きを完了した者とする。

［ 6 ］ 入会は、別紙の申込書・誓約書・健康調査書提出後会員に登録される。

※ 健康調査書は、入会時に保護者の責任において子どもの健康チェックを行い、正しく申告すること。問題がある場合には、必ず入会前に申し出ることとする。

また入会後においても、健康に師匠がある場合は、速やかに申し出ることとする。

※ 場合により、医師の診断書提出を求めることがある。その場合は速やかに提出すること。

［ 7 ］ 退会は自由であり、除名は運営委員会で協議し決定する。（誓約書により）

※ 除名にあたる行為（物品販売や営業行為、宗教・政治活動 等）

［ 8 ］ 本会の運営は次の人々によって行われる。

（ア）	代表	役員会で推薦し委嘱された者。任期は継続することができる。
（イ）	副代表	役員会で推薦し委嘱された者。
（ウ）	会計	役員会で推薦し委嘱された者。
（エ）	書記	役員会で推薦し委嘱された者。
（オ）	コーチ	有資格者又はリーダーコーチにより依頼を受けた者。
（カ）	相談役	役員会で推薦し委嘱された者。
（キ）	学年委員	各学年の保護者の中より、会員数により適宜に選び委任する。
（ク）	会計監査	前年度の会計1名。

［ 9 ］ ［ 8 ］のメンバーで運営委員会を組織し、必要のある時は随時会を開き討議決定ができる。

［ 10 ］ 本会の役員は次の通りとし、会の運営の中心をなすものとする。

代表・副代表・コーチ・会計・書記・相談役

［ 11 ］ 本会の運営経費は、入会金・会費によってまかない、年度ごとに会計報告する。

［ 12 ］ 会計監査は、年度末に監査を行い書面にて承認を得る。

［ 13 ］ 事故の責任並びに施設の器物破損の責任は誓約書の通りとする。

［ 14 ］ 傷害保険はスポーツ安全保険に加入しなければならない。

［ 15 ］ 本会における種々のトラブルについては、［ 8 ］のメンバーで協議し、解決に当たるものとする。

［ 16 ］ 本規約の改正必要がある時は運営委員会を開き、会員の賛成をもって決定とする。

［ 17 ］ 本会会則は入会の際に熟知し、これを保存しておかなければならない。

［ 18 ］ 入会金・会費については、2年ごとに運営委員会で協議し、見直しを図るものとする。

［ 19 ］ 本会に提出される個人情報は、つばさサッカークラブの活動にのみ使用するものとし、左記以外の目的では使用しない。また、本会退会後は提出された個人情報を速やかに破棄する。

［ 20 ］ 本会の持つ金融口座は会計が管理するものとする。出入金、手続きのすべてを会計が行う。

［ 21 ］ 本会則は、2019年6月10日から一部修正し施行する。